委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年8月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	広島県	
3. 市区町村名	呉市	
4. 届出番号	4	
5. 独自利用事務の事例番 号	67-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/36/mynumber-gaiyo.html#dokuji	

執行機関名 呉市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	重度心身障害者医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基 づき定める条例の名称及び ①の該当部分		呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 5の項 重度心身障害者医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第1条	呉市重度心身障害者医療費支給要綱(平成30年4月1日)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有するものに特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、重度心身障害者に対し医療費の一部を支給することにより、 保健の向上に寄与し、もって重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とす
⑦独自利用事務の関連規範		呉市重度心身障害者医療費支給要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	呉市重度心身障害者医療費支給要綱 第3条,第4条		
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障害者に対する医療費の一部助成に係る事実についての審査に関する 事務		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	呉市重度心身障害者医療費支給要綱 第3条第2項第2号及び第3号		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報		
特定個人情報2				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 口	呉市重度心身障害者医療費支給要綱第3条第2項第3号		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報		
特定個人情報3				
①根拠規定	番号法别表第二主務省令 条 項 号			
②情報提供者				
③提供を求める特定個人情 報				